

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の課題と方向性について（案）

【目 次】

はじめに

全般的評価

1．各府省の状況

2．各主体の状況

- 1 重点点検分野の点検

1．都市における良好な大気環境の確保に関する取組

重点調査事項：交通流の円滑化のための施策の現状と公共交通機関利用促進のための経済的手法を含めた具体的実現手法の課題

重点調査事項：ヒートアイランド対策のための取組

2．環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

重点調査事項：流域における水循環改善のための取組

重点調査事項：閉鎖性水域における環境改善のための取組

3．市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり

重点調査事項：地方公共団体のグリーン購入実施状況

重点調査事項：S R I等の環境投資の拡大

4．長期的な視野をもった科学技術、環境技術、政策手法等の基盤の整備

重点調査事項：環境に関する情報の整備及び提供についての取組状況

重点調査事項：戦略的環境アセスメントの取組状況

5．国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進

重点調査事項：国際的な経済連携・地域統合と環境の融合

重点調査事項：NGO/NPOが東アジア地域等の環境管理能力の向上に果たしている役割

- 2 その他

おわりに

第三次環境基本計画の進捗状況・今後の課題と方向性について（案）

はじめに

平成5年に成立した環境基本法を受けて、平成6年に第一次、平成12年に第二次の環境基本計画が策定され、多方面にわたって環境保全のための施策の具体化が行われてきました。「循環」、「共生」、「参加」、「国際的取組」の4つの長期的な目標は、各施策を通じて浸透し、環境問題の広がりに対して私たちがどのような方向を目指すべきかを考える上での基本的な指針として定着しているものと考えられます。

しかしながら、様々な取組にもかかわらず、化石燃料などの天然資源の大量使用に起因する地球温暖化など地球環境全体の持続性にかかわる問題などへの取組が一層緊急性を増してきています。

そのような中で、環境問題と社会経済活動全体の深い結びつきを踏まえて経済的側面、社会的側面、環境的側面という社会経済活動の各側面を統合的に捉える「統合的アプローチ」等、第二次環境基本計画において示した基本的考え方を深化させ、具体的な施策をより一層強力に進めるため、平成18年4月に第二次環境基本計画を見直して第三次となる環境基本計画が策定されました。

この第三次環境基本計画では今日の社会と環境の状況の変化を踏まえて、「環境の世紀」としての21世紀をより良き100年としていくための理念と道筋を始め、今後の環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱などを示しており、「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」など10の重点分野について現状と課題、中長期的な目標、施策の基本的方向、重点的取組事項などを示しております。

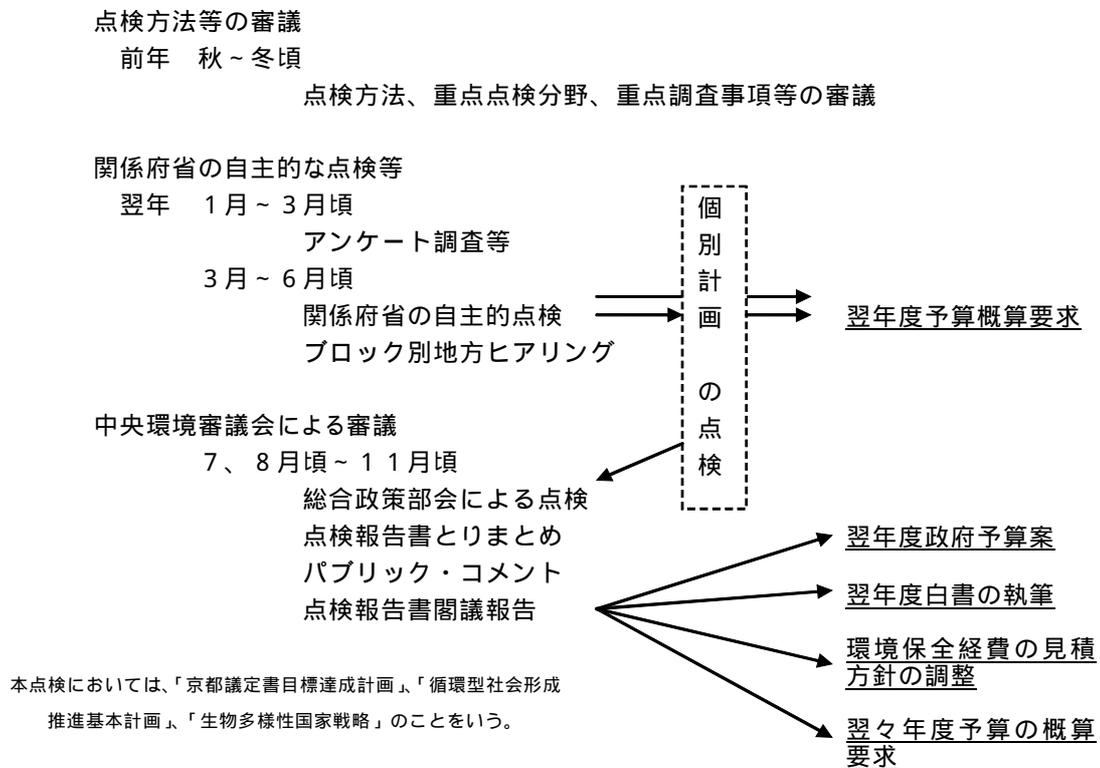
中央環境審議会は、第三次環境基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、国民各界各層の意見も聞きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などの点検を実施しています。今年度の点検は、第三次環境基本計画についての第一回目の点検の一環として行うものであり、10の重点分野のうち、「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」「長期的な視野をもった科学技術、環境技術、政策手法等の基盤の整備」「国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進」の5分野を中心に、平成18年4月の第三次環境基本計画の策定からこれまでの施策を対象として、関係府省の自主的な点検結果を踏まえ、環境基本計画点検小委員会での議論を経て、行うものです。

また、点検等に当たっては、各重点分野に掲げたそれぞれの指標や、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、環境の状況、取組の状況等を総合的に表す指標（総合的環境指標）を活用しております。

この報告を踏まえた、中央環境審議会における点検結果が、恵み豊かな環境の中で幸福に暮らせる持続可能な社会の実現に向け、環境保全の取組を着実に進めるためにも、各界各層において活用されることを期待します。

第三次環境基本計画の点検の具体的な進め方について

毎年行う第三次環境基本計画の点検は、点検方法等の審議、関係府省の自主的な点検等、中央環境審議会（総合政策部会）による審議、の手順で行っております。



日程)小委員会(H19:7/13,8/3,8/24) 総政部会(H18:12/20,H19:9/13,11月上旬予定)

また、効率的に点検を実施するため、

- ・重点分野政策プログラムのうち、重点的に点検を行う分野を選定し、
- ・特に焦点を当てて審議を行う重点調査事項を設定するとともに、
- ・小委員会方式の導入による対話を重視した審議を進めることとしています。

参考:現時点の想定スケジュール(時々事情等を踏まえて確定していきます。) 網掛け部分はH19点検分野

重点分野政策プログラム名	H19	H20	H21	H22
地球温暖化問題に対する取組				
物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組				
都市における良好な大気環境の確保に関する取組				
環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組				
化学物質の環境リスクの低減に向けた取組				
生物多様性の保全のための取組				
市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり				
環境保全の人づくり・地域づくりの推進				
長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備				
国際的な枠組みやルールの形成等の国際的取組の推進				

全般的評価

地球温暖化対策を始め、国内外挙げて取り組むべき環境政策の方向を明示し、今後の世界の枠組みづくりへ我が国として貢献する上での指針となる「21世紀環境立国戦略」が、本年6月に閣議決定されました。本戦略では8つの戦略を定めており、環境技術や公害経験、豊富な人材などの強みを活かしてアジアそして世界と一緒に持続可能な社会の実現に向けて統合的な取組を展開していくことが求められています。

また、環境問題は、いまや世界共通のものとなりつつあります。本年6月に開催されたG8ハイリゲンドラムサミットにおいては、我が国として地球温暖化問題に対応するための戦略パッケージとして「美しい星50 (Cool Earth 50)」を提案すること等により、リーダーシップを発揮し、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減することを真剣に検討するという合意が得られたところです。なお、来年開催予定のG8北海道洞爺湖サミットにおいても、引き続き環境問題が重要なテーマの一つとなっております。

このような中、「平成20年度予算の概算要求基準(シーリング)」では、歳出削減努力と同時に重点分野とする環境対策(21世紀環境立国戦略)などについて、別枠で予算要望を認めることとされており、「平成20年度環境保全経費の見積りの方針の調整の基本方針」においても、府省間の連携のもと政府一丸となって環境保全施策の効果的な展開が図られるよう努めるなどとされたところです。

このような環境保全施策の実効性の確保に資するよう、施策の進捗状況等についての全体的な傾向を明らかにするため、総合的環境指標として、i)各重点分野に掲げた個々の指標を全体として用いた指標群、ii)環境の各分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群、を活用しております。その際、iii)環境の状況等を端的に表した指標として、環境効率性を示す指標、資源生産性を示す指標及び環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標を補助的に用いております。

(参考) 第三次環境計画に示された環境の各分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群

分野	代表的に表す指標	指標値(年度)	
①地球温暖化	・温室効果ガスの年間総排出量(百万t-CO2)	1,193(H14)	1,203(H17)
②物質循環	・資源生産性(万円/トン)	28.9(H14)	33.6(H16)
	・循環利用率(%)	10.2(H14)	12.7(H16)
	・最終処分量(百万トン)	50(H14)	35(H16)
③大気循環	・大気汚染に係る環境基準達成率(%)右欄は、SO2(自排局)全国	99.8(H14)	99.7(H17)
	・都市域における年間30℃超高温時間数・熱帯夜日数(30℃超(時)、熱帯夜日数(日))右欄は、熱帯夜日数	41(H14)	25(H18)
④水環境	・公共用水域の環境基準達成率(%)右欄は、BOD・COD達成率	81.7(H14)	83.4(H16)
	・地下水の環境基準達成率(%)	93.3(H14)	93.7(H17)
⑤化学物質	・PRTR対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量(ト/年)大気及び公共用水域)右欄は、大気のみ	37,689(H14)	31,601(H17)
⑥生物多様性	・脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合(%)右欄は、脊椎動物のみ	18.1(H14)	19.7(H18)

これらの指標の使用に当たっては、指標の特性や限界等に十分留意するとともに、指標が本計画の目指す方向を的確に反映し、かつ環境や社会経済等の状況に即した適切なものであるよう常に見直しを行い、指標の継続性にも配慮しつつ、その発展のため、必要に応じ機動的に変更を行うことが求められます。

1. 各府省の状況

今回の点検では、前回の点検に引き続き、各府省等から自主的 point 検結果の報告を受けました。

すべての府省等において、環境基本計画を踏まえ、環境配慮の方針が策定され、当該方針に基づく環境保全施策を推進するとともに、その結果を公表しており、行政活動への環境配慮の織り込みが定着しつつあることは評価できます。

しかしながら、各府省では点検や見直しを実施してはいるものの、各府省等が策定した環境配慮の方針にその仕組みが明確になっていないものが見受けられます。

効果的・効率的に環境配慮の方針の推進を図るために、PDCAサイクルに基づく仕組みを一層進めることが望まれます。

調査対象とした関係府省等	16府省等 (内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)
「環境配慮の方針」の策定状況	調査を行ったすべての府省等で策定。 策定府省等の推移 平成14年度:5省等 平成15年度:11府省等 平成16年度:15府省等 平成17年度:16府省等
「環境配慮の方針」が対象としている範囲	・調査を行ったすべての府省等が「通常の経済活動の主体としての活動分野」を対象としている。 ・12府省等が「環境に関わる政策分野」も対象としている。
「環境配慮の方針」の進捗状況についての点検の仕組み	・14府省等で点検の仕組みを明文化している。 ・1省は明文の規定はないが、事実上点検を実施している。
「環境配慮の方針」の進捗状況についての点検結果の公表	・10府省等が点検結果の公表を明文化している。 ・5省等が明文の規定はないが、事実上公表している。
点検結果を施策等に反映させる仕組み	・11府省等で点検結果を施策等の見直し、改善等に反映させる仕組みを明文化している。 ・3省等は点検結果を反映させる明文の規定はないが、事実上反映させている。
「環境配慮の方針」の進捗状況についての平成19年度点検 ^(注) の実施	・調査を行ったすべての府省等が自主的な点検を実施予定。 ・5省は実施済み。

(注) 主に平成18年度における進捗状況を点検するために平成19年度に行われるもの。

2. 各主体の状況

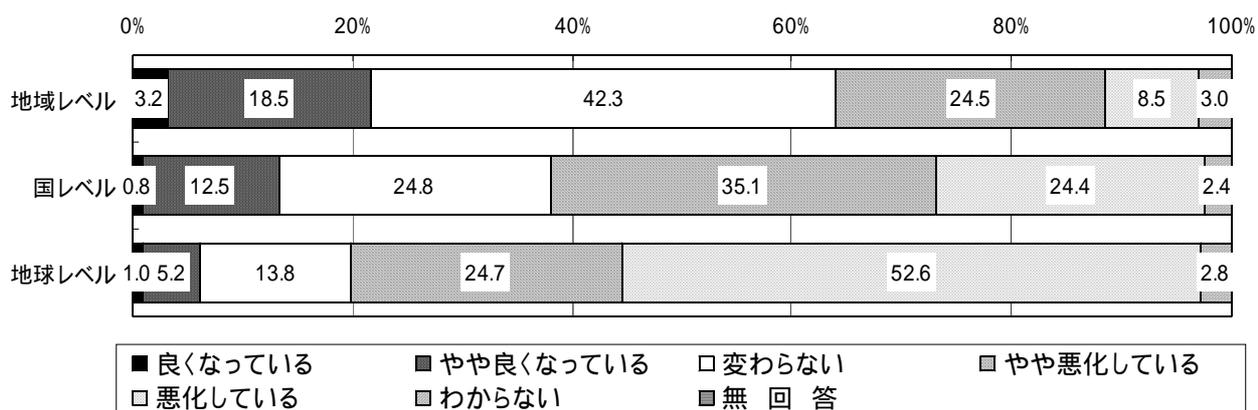
環境問題の解決には、国民、事業者、民間団体、地方公共団体等の各主体の果たすべき役割は大きく、積極的な行動が期待されます。各主体へのアンケート調査や地方ヒアリングから、次のような課題や傾向が明らかになっており、今後は、これらを踏まえて、各主体のより積極的な環境保全行動を促すような施策を講じる必要があります。

現在の環境の状況についての国民の実感として、地域・国・地球レベルのいずれにおいても悪化していると感じる国民が多くなっており、地域より国、国より地球レベルでの環境の悪化を実感する率が高くなっています（図1）。

また、環境保全に重要な役割を担う主体は国民であると考えている人は、4割を超えています（図2）。

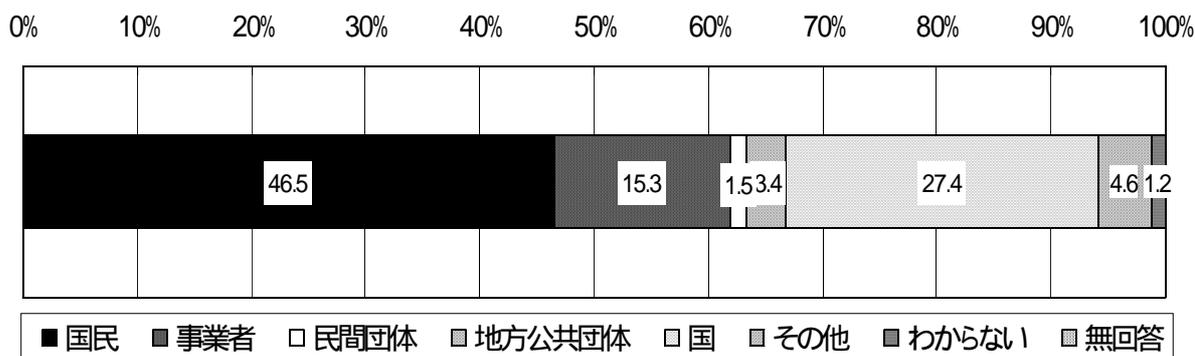
しかしながら、グリーン購入や環境保全活動への参加などの具体的な行動の実施状況は低いままであり（図3）国民の危機感を具体的な行動につなげるための施策の検討が必要です。

（図1）環境の状況についての実感

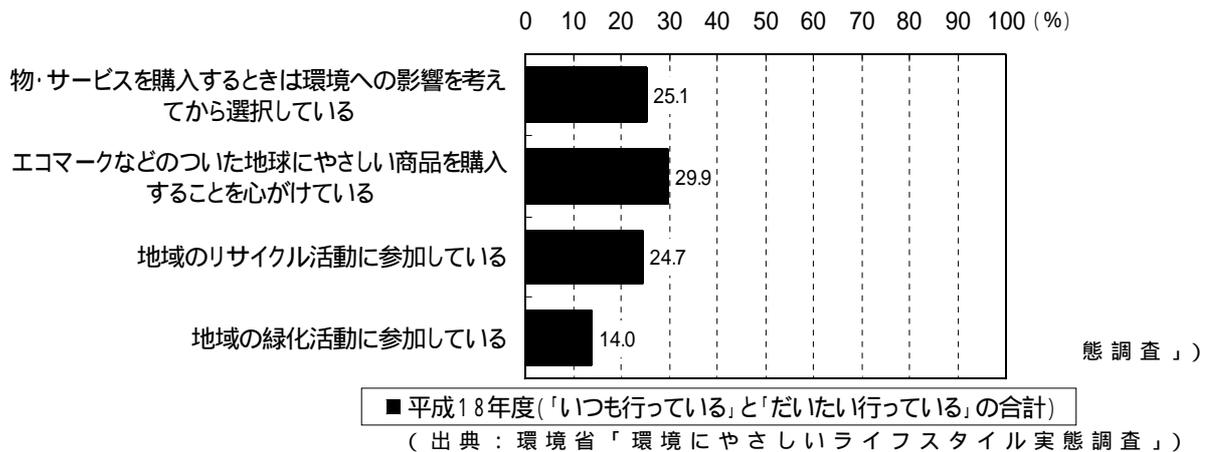


（出典：環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」）

（図2）環境の保全に重要な役割を担うもの



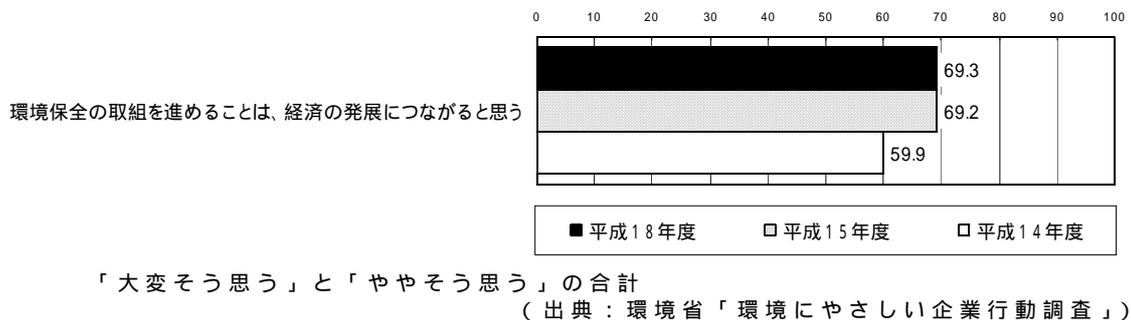
(図 3) 環境保全行動の実践状況



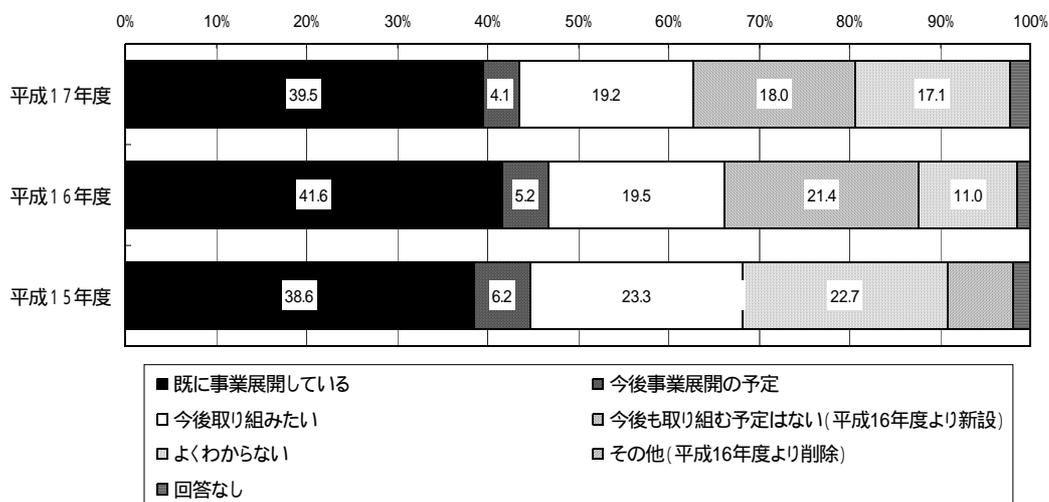
国民の約7割が環境保全に取り組むことが経済発展につながるという認識を持ち (図 4) 事業者の環境ビジネスに対する関心も高い状況にあります (図 5)

今後とも、このような国民や事業者の意識を踏まえ、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善するという「環境と経済の好循環」を生み出していく必要があります。

(図 4) 環境問題に対する考え方



(図 5) 環境ビジネスの位置付け

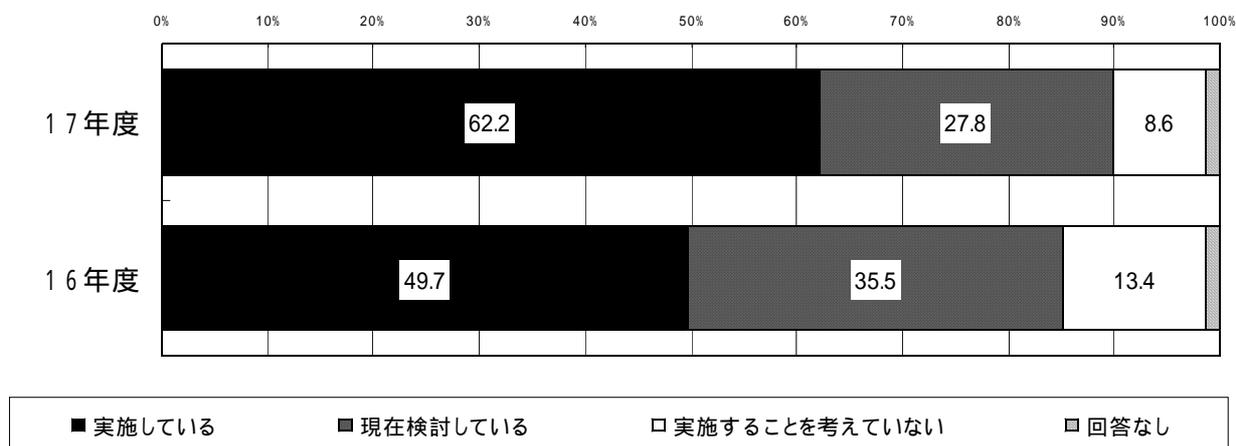


(出典 : 環境省「環境にやさしい企業行動調査」)

CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) を意識した企業経営に既に取り組んでいる企業が多く、関心も高くなっています (図6)。

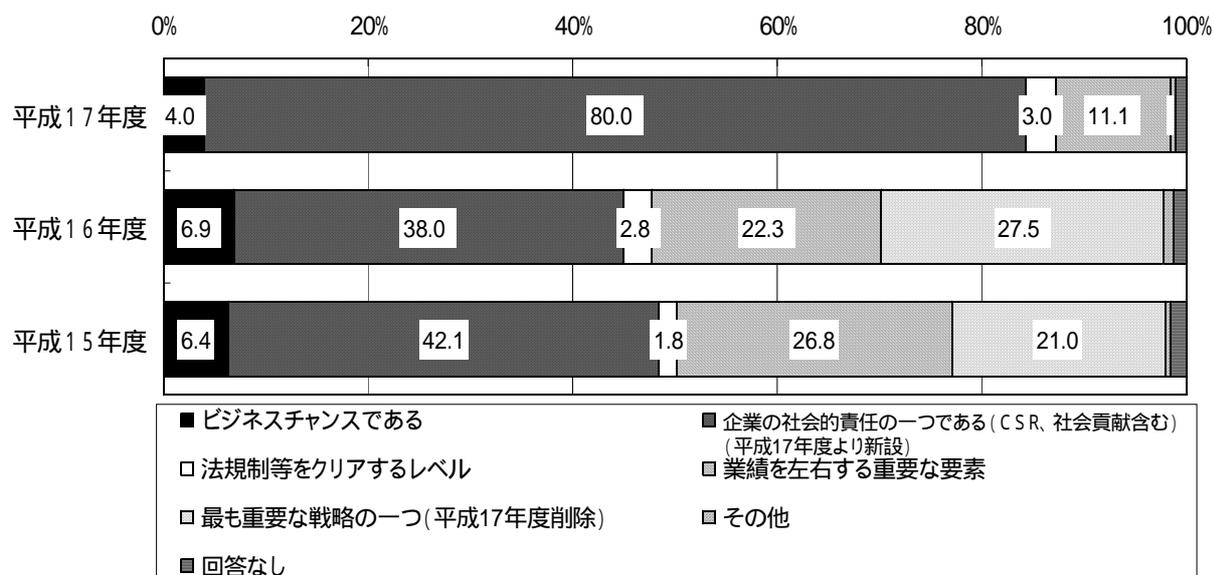
また、環境への配慮はCSR活動の重要な要因として考えられており (図7)、このような動きを持続可能な社会の構築に活かしていく必要があります。

(図6) CSRを意識した企業経営の状況



(出典：環境省「環境にやさしい企業行動調査」)

(図7) 事業者の環境に対する考え方



注) 平成15年度、16年度のグラフは平成17年度と選択肢が違っているが参考のため掲載している

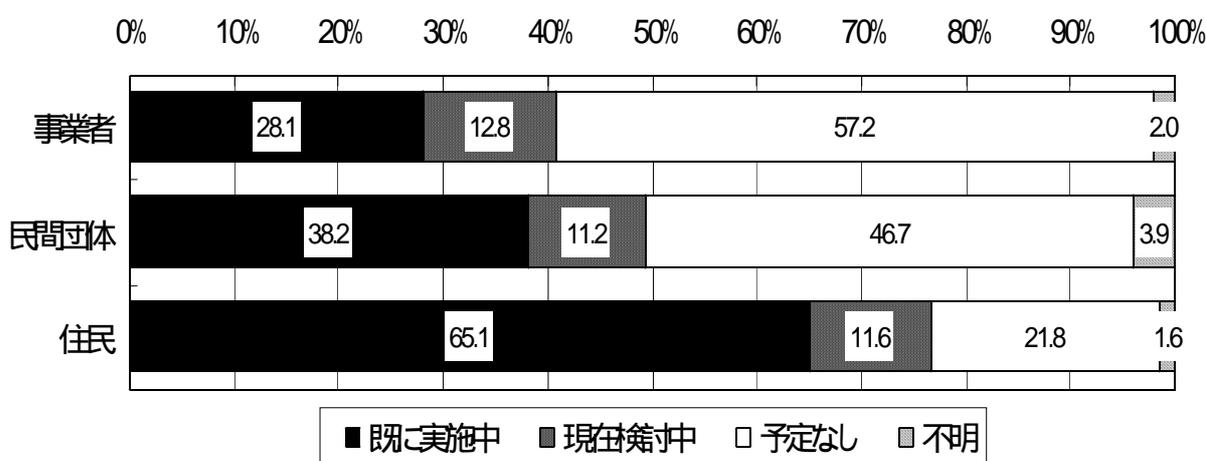
(出典：環境省「環境にやさしい企業行動調査」)

地方ヒアリングでは、事業者、民間団体、住民と地方公共団体との連携・協働による活動について数多くの報告を受けました。しかしながら、事業者、民間団体との連携・協働に取り組んでいる地方公共団体の割合は増加しているものの未だ半数以下です（図8）。

また、行政からのサポートを求める民間団体からの意見もありましたが、実際に支援・育成を実施している地方公共団体は少ない結果となっています（図9）。

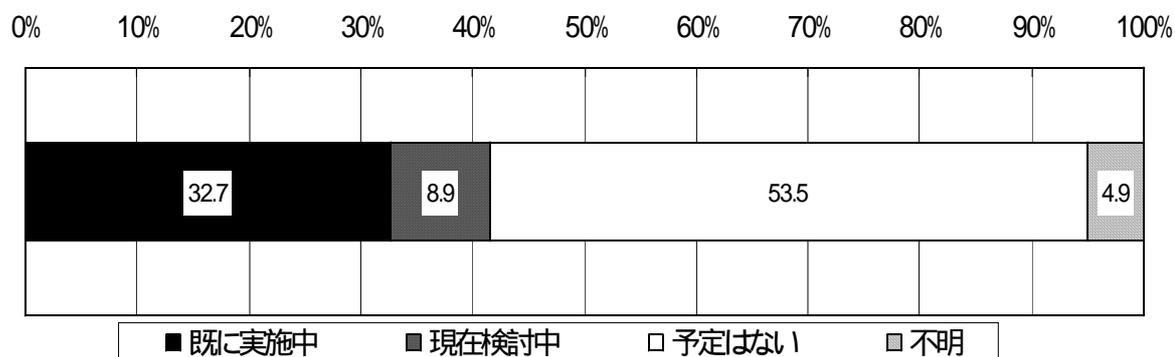
このため、パートナーシップ社会の構築に向けて事業者や民間団体等との一層の連携・協働や民間団体等への具体的な支援を促進する必要があります。さらに、地域の実情を踏まえた枠組みづくりなど国の対応を期待する意見もありました。

（図8）事業者・民間団体・住民との連携・協働の実施状況



（出典：環境省「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査」）

（図9）民間団体の支援・育成の実施状況



（出典：環境省「環境基本計画で期待される地方公共団体の取組についてのアンケート調査」）

以上を踏まえますと、高まる国民や事業者の環境に対する関心を環境保全の取組の実施につなげるため、各主体のパートナーシップの構築に向けた、地域コミュニティの取組を推進する枠組みづくりが有効であると考えられます。

- 1 重点点検分野の点検

1 . 都市における良好な大気環境の確保に関する取組

都市の活動に起因する大気環境問題としては、これまでは、主として自動車に起因する大気汚染問題、騒音問題などが課題となっていました。都市での活動の増大と過密化により熱環境の悪化（ヒートアイランド現象）も生活環境に影響を及ぼす深刻な問題となってきました。また、都市におけるエネルギー消費の増大は地球温暖化にもつながることに目を向ける必要があります。

第三次環境基本計画においては、都市の構造、交通の形態、街区や建築物の形状などが大気環境の質に影響を与えることを認識し、21世紀最初の四半世紀の社会を見通して、健康で快適な都市の生活環境が確保されることを中長期的な目標としています。

大気汚染物質のうちSO₂, CO, SPM, NO₂は、概ね環境基準を達成しております。
一方、O_xについては環境基準達成率はわずか0.3%であり、横ばいが続いています。

(参考) 「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」分野に関する指標(抄)

取組推進に向けた指標等の名称	指標等の値(特段の注記がなければ年度データ)				環境基本計画上の目標等
		H16	H17	H18	
大気汚染に係る環境基準達成率(全国、大都市)	【SO ₂ (一般局)】 (%)	99.9	99.7		-
	【SO ₂ (自排局)】 (%)	100.0	100.0		-
	【CO(一般局)】 (%)	100.0	100.0		-
	【CO(自排局)】 (%)	100.0	100.0		-
	【SPM(一般局)】 (%)	98.5(全国) 99.1(対策地域)	96.4(全国) 96.0(対策地域)		-
	【SPM(自排局)】 (%)	96.1(全国) 96.1(対策地域)	93.7(全国) 92.8(対策地域)		-
	【NO ₂ (一般局)】 (%)	100.0(全国) 100.0(対策地域)	99.9(全国) 99.8(対策地域)		-
	【NO ₂ (自排局)】 (%)	89.2(全国) 81.1(対策地域)	91.3(全国) 85.1(対策地域)		-
	【O _x (一般局・自排局)】 (%)	0.2	0.3		-
都市域における年間の30°C超高温時間数・熱帯夜日数	【30°C超】 (h)	474	350	214	-
	【熱帯夜日数】 (日)	50	37	25	-

重点調査事項：交通流の円滑化のための施策の現状と公共交通機関利用促進のための経済的手法を含めた具体的実現手法の課題

都市における大気汚染及び交通騒音について、環境基準の達成を確実なものとするとともに、地球温暖化の防止にも寄与することを併せて目指す観点から、

- a) 交通流円滑化のための施策の現状と公共交通機関利用促進のための経済的手法を含めた具体的実現手法の課題
 - b) 物流のグリーン化を推進するための関連施策の現状と課題
- について調査を実施しました。

環境基本計画における施策の基本的方向

都市活動に起因する大気環境問題には、大気汚染、騒音、熱環境（ヒートアイランド現象）、地球温暖化と現象としては様々ですが、こうした問題を改善するための方向性や対策はその多くが共通したものです。

そのため、基本的な施策の方向性として、これら諸問題を改善するための施策は、都市における大気環境に係る問題が相互に関連するものであることに十分留意し、関係者間で連携して様々な施策を総合的、計画的に推進していくこととされております。

環境的に持続可能な都市・交通システムの実現を目指していく上で、環境負荷を小さくするための都市における空間の利用や水と緑とのかかわりの在り方の観点から積極的に取組を進めることとされております。

主な取組状況等

《交通流円滑化のための施策の状況》

警察庁、国土交通省、環境省が連携して環境的に持続可能な交通（EST）の実現のための支援を実施しています。平成18年度においては、全国で21か所のモデル事業が実施されており、平成19年度は27か所のモデル地域において、事業が実施されます。

環状道路等幹線道路ネットワークの整備、交差点改良等の道路構造の改善、公共交通機関の利用を促進するための都市の基盤整備、自動車交通需要の調整、高度道路交通システム（ITS）、信号機の高度化等交通安全施設等の整備などの交通流の円滑化対策が行われています。

各都市圏において、環境負荷軽減を政策目標に掲げる戦略的な都市交通施策を促進するために、総合都市交通体系調査の手引きが策定されています。